

国立大学法人高知大学役員報酬規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 53 号

最終改正 平成 31 年 1 月 16 日規則第 56 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 35 条の規定に基づき、国立大学法人高知大学の役員の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 役員報酬は、常勤の役員については、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 役員報酬（期末特別手当を除く。）は、その月の月額全額を毎月 17 日（この項において、毎月 17 日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

2 期末特別手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日（この項において、6 月 30 日及び 12 月 10 日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給)

第 4 条 常勤の役員の本給月額は、次号に掲げる役員に対し、それぞれ各号に定める額を支給する。

- (1) 学長 965,000 円
- (2) 理事 別表に定める額のうちから経営協議会の議を経て、学長が決定する額
- (3) 監事 635,000 円

2 学長は、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して必要と認める場合には、経営協議会の議を経て、前項の本給月額を変更することができるものとする。

(地域手当)

第 5 条 地域手当は、国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）

第 27 条の規定に基づく職員に対する地域手当の例に準じて常勤の役員に対し支給する。

(広域異動手当)

第 5 条の 2 広域異動手当は、職員給与規則第 27 条の 2 の規定に基づく職員に対する広域異動手当の例に準じて常勤の役員に対し支給する。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当は、職員給与規則第 29 条の規定に基づく職員に対する通勤手当の例に準じて常勤の役員に対し支給する。

(単身赴任手当)

第 7 条 単身赴任手当は、職員給与規則第 30 条に規定に基づく職員に対する単身赴任手当の例に準じて常勤の役員に対し支給する。

(期末特別手当)

第 8 条 期末特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の支給にあたり、国家公務員、若しくは地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人及び国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 の規定により国の職員として通算されることとなる法人の職員（この項及び次項において以下「国等職員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間について、基準日 6 箇月以内のその者の国等職員としての在職期間は、当該基準日における役員としての在職期間に算入する。
- 3 基準日 1 箇月以内に役員を退職し、その退職に引き続いて国等職員となった場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該役員には期末特別手当を支給しない。
- 4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤の役員が受けるべき本給の月額、地域手当の月額及び広域異動手当の月額並びに本給の月額、地域手当の月額及び広域異動手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額並びに本給の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額の合計額に、100 分の 167.5 を乗じて得た額に、次の表に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上 6月未満	100分の80
3月以上 5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

5 前項の規定による期末特別手当の額は、学長が次の各号に掲げる常勤の役員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

(1) 学長 評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績等を総合的に勘案して、経営協議会の議を経て、前項の規定による期末特別手当の額を別に定める範囲内で、これを増額し、又は減額した額

(2) 学長以外の常勤の役員 評価委員会の業績評価、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して学長が決定する評価に基づき、経営協議会の議を経て、前項の規定による期末特別手当の額を学長が別に定める範囲内で、これを増額し、又は減額した額

6 前5項に規定するもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

月額 108,600円

2 第4条第2項の規定は、前項の非常勤役員手当について準用する。

(日割計算)

第10条 月の中途において新たに役員となった者には、その日から報酬（通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当を除く。以下同じ。）を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡した場合は、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の場合における報酬の計算は、第1項の報酬を当該月の休日以外の数で除して得た額に、その者が役員に在職した休日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。

(報酬の支払方法)

第11条 役員の報酬は、別に定める銀行その他金融機関（以下「銀行等」という。）のうち、役員が指定する銀行等の本人名義の口座に振り込むものとする。ただし、法令及び

学長が別に定めるところにより、役員の報酬から控除すべきものの金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第 12 条 この規則により計算した金額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 13 条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 施行日の前日から任期が引き続いている役員は、平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月の間、本給月額のほか、その者の受ける本給月額と施行日の前日に受けていた本給月額の差額の 1/2 に相当する額を本給として支給する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 6 日規則第 19 号)

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 11 日規則第 112 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 5 月 29 日規則第 16 号)

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 11 月 30 日規則第 44 号)

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 28 日規則第 32 号）

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 22 日規則第 46 号）

（施行日）

1 この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 12 月期における期末特別手当の特例）

2 平成 22 年 12 月期の期末特別手当においては、第 8 条第 4 項中「100 分の 155」とあるのは「100 分の 150」とする。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 95 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 25 日規則第 6 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

（役員の本給月額等の減額支給）

第 2 条 この規則の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、役員に対する次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本給月額 当該役員の本給月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該役員の本給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(3) 広域異動手当 当該役員の本給月額に対する広域異動手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(4) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

附 則（平成 26 年 12 月 24 日規則第 35 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日に在職する役員に対し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 26 年 12 月期における期末特別手当の特例）

第2条 平成26年12月期においては、改正後の国立大学法人高知大学役員報酬規則第8条第4項中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則（平成27年3月25日規則第115号）
（施行日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行日から平成30年3月31日までの間、施行日の前日から任期が引き続いている役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、その任期内に限り、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成27年5月22日規則第4号）

この規則は、平成27年5月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年2月24日規則第68号）
（施行日）

第1条 この規則は、平成28年2月24日から施行し、平成28年2月1日に在職する役員に対し、平成27年4月1日から適用する。

（平成27年度における期末特別手当の特例）

第2条 平成27年度においては、改正後の国立大学法人高知大学役員報酬規則第8条第4項中「100分の152.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の167.5」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則（平成29年1月20日規則第52号）
（施行日）

第1条 この規則は、平成29年1月20日から施行し、平成29年1月1日に在職する役員に対し、平成28年4月1日から適用する。

（平成28年度における期末特別手当の特例）

第2条 平成28年度においては、改正後の国立大学法人高知大学役員報酬規則第8条第4項中「100分の155」とあるのは「100分の152.5」と、「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則（平成30年1月18日規則第37号）
（施行日）

第1条 この規則は、平成30年1月18日から施行し、平成30年1月1日に在職する役員
に対し、平成29年4月1日から適用する。

(平成29年度における期末特別手当の特例)

第2条 平成29年度においては、改正後の国立大学法人高知大学役員報酬規則第8条第4
項中「100分の157.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の172.5」とあるのは「100
分の175」とする。

附 則 (平成31年1月16日規則第56号)

(施行日)

第1条 この規則は、平成31年1月16日から施行し、平成31年1月1日に在職する役員
に対し、平成30年4月1日から適用する。

(平成30年度における期末特別手当の特例)

第2条 平成30年6月期においては、改正後の国立大学法人高知大学役員報酬規則第8条
第4項中「100分の167.5」とあるのは「100分の157.5」と、平成30年12月期におい
ては、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

別 表 (第4条関係)

区 分	本 給 月 額	備 考
1	635,000円	
2	706,000円	
3	761,000円	
4	818,000円	